

西宮市立中学校、義務教育学校部活動推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立中学校、義務教育学校部活動（以下「部活動」という。）の適切なあり方を検討するため、西宮市立中学校、義務教育学校部活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その構成及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 部活動の運営全般に関すること。
- (2) 指導者の活用に関すること。
- (3) その他、西宮市教育委員会が必要と認めるもの。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 中学校または義務教育学校長 1名
- (2) 中学校または義務教育学校教頭 1名
- (3) 部活動指導教員 6名以内
- (4) 西宮市教育委員会 学校教育部長
- (5) 西宮市教育委員会 学校教育課長
- (6) 西宮市教育委員会 教育職員課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学校教育部長を、副委員長は学校教育課長をもって充てるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた時は、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、一年毎とする。但し、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 議長は、委員長が行う。
- 3 委員長は、会議において特に必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、必要な事項の説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育課にて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付則

第1条 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

第2条 この要綱の施行に伴い、旧の西宮市立中学校部活動推進委員会設置要綱は、廃止する。
令和2年4月1日一部改正